

青森県立保健大学における新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年8月25日 青森県立保健大学危機管理対策本部

1. 組織的な危機管理を行っています。

- ◆ 学長を本部長とする全学的な危機管理対策本部を設置して、本学の対応方針を定め、状況の変化に応じて改正して、学生及び教職員に速やかに周知しています。(7月12日付 第12版)
- ◆ 学生に対し、県外移動時の報告を指示しているほか、学生及び教職員ともに、緊急事態宣言地域への移動後は2週間の出席・出勤停止としています。

2. 多様な感染拡大防止対策を実施しています。

- ◆ 教育施設については、人数を減じた施設利用、教室等の出入り口の手指消毒剤設置、マイク使用後の消毒、教室内の換気の徹底などの感染防止対策を行っています。また、学生が利用するカウンターへの体温測定装置及びアクリル板の設置、食堂テーブルへのアクリル板設置などを行っています。
- ◆ 学生及び教職員に対し、体調不良時は登校しないことを徹底し、保健室への報告で、出席(出勤)停止にするなどの対策を行っています。
- ◆ 学生や教職員が、ワクチン接種を円滑に受けることが出来るよう取り組んでいます。

3. 学生及び教職員がしっかりと対策を実行しています。

- ◆ 学生及び教職員に対し、マスク着用、検温と健康観察、手洗いや手指消毒の徹底、感染リスクの高い場所への外出や大人数での会食の自粛などの対策を指示しています。
- ◆ 特に、学生に対しては、飲酒を伴う会食の自粛、主に酒類を提供する飲食店でのアルバイト及び出入りの禁止、大学が定めた指針に基づくサークル活動の実施を指示しています。

4. 感染者等に関する情報共有を行っています。

学生及び教職員が濃厚接触者となった場合やPCR検査を受ける場合は、大学へ報告することとしており、報告された内容は、検査結果も含めて、危機管理に関する教職員がスマートフォンで情報共有する仕組みを構築しています。

5. 感染者等が発生した際の対応や感染拡大時の対応を決めています。

全ての教職員が、発生時の対応を理解し行動できるよう、発生時における対策行動計画を定めています。また、感染拡大時におけるオンライン授業移行や休校についての方針を定めています。